

相談

行政相談員に相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、国の仕事や行政サービスについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか。垂水市では、総務大臣委嘱の行政相談委員を設け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れを行っています。

■行政相談委員 神柱利雄氏

■相談料 無料

※秘密は堅く守られます。

▼行政相談所開設日程

開設日		時間	場所
4/ 7(金)	10/ 6(金)	午前10時 ～正午 (2時間)	垂水市 市民館
5/12(金)	11/10(金)		
6/ 2(金)	12/ 8(金)		
7/ 7(金)	1/12(金)		
8/ 4(金)	2/ 2(金)		
9/ 8(金)	3/ 8(金)		

◎問い合わせ先

市民課相談係 ☎ 32-1295

お知らせ

令和4年度定期監査の結果

地方自治法第199条第4項および第9項に基づき「定期監査」結果を公表いたします。

■監査対象

市長事務部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、消防本部、消防署、各消防分団、市内各小中学校

■実施期間

令和4年10月4日～
令和5年1月26日

■監査対象年度

令和4年度事務事業全般

■監査内容

事務分担、予算執行状況、業務実施および実績報告書、工事執行状況課内状況について

■監査方法

監査にあたっては、前項の監査内容に基づき予め資料の提出を求め、担当職員の説明を聴取の上、行政の事務事業の合理化と財源の効率的な執行について検証するとともに、事務処理の簡素化並びに経費の節減等について監査した。

■監査結果

所掌事務のうち予算執行事務、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理、経営管理、事務管理について監査した結果、概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

◎問い合わせ先

監査事務局 ☎ 内線 356

牛根境地区及び小谷・段地区の簡易水道事業を下水道事業に統合します

牛根境地区及び小谷・段地区の簡易水道事業が、令和5年4月1日より、下水道事業に経営統合されます。

両地区の水道使用者の皆様方におかれましては、当初より下水道地区と同じ運営方式、料金体系にて事業を行っておりますので、統合に伴い、新たに手続き等を行っていただく必要はありません。

引き続き、水道事業へのご理解ご協力をお願いいたします。

■口座引落をご利用の方へ

令和5年4月分より、毎月25日が口座振替日へ変更となります。

※振替日が土日祝日の場合は翌平日

◎問い合わせ先

水道課業務係 ☎ 内線 129

教育委員会定例会

垂水市教育委員会は、教育に関する重要な事項を定例会や臨時会で決定します。また、教育委員会活動への理解を深めていただくために、会議を原則公開しています。

■開催日程

4月11日(火)
5月10日(水)
6月9日(金)
7月6日(木)
8月8日(火)
9月8日(金)
10月12日(木)
11月10日(金)
12月11日(月)
1月9日(火)
2月9日(金)
3月11日(月)

■傍聴方法

- ①開催時間5分前までに教育総務課へお越しください。
 - ②希望者が6人を超えた場合は、抽選となります。
- ※協議内容により非公開となる場合があります。

■場所 垂水市市民館 第2研修室

※8月8日は「移動教育委員会」として柘原小学校で開催予定です。

※行事の都合等により、日程・場所に変更する場合があります。事前にお問い合わせください。

■時間

午後2時～
※4月11日、11月10日は午前10時～

◎問い合わせ先

教育総務課 庶務係 ☎ 32-7211

スポーツ安全保険

(財)スポーツ安全協会では、スポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動等を行う団体の活動中や移動中に対する保険を行っています。活動充実のために活用されてみてはいかがでしょうか。

■被保険者

4人以上のアマチュアの社会教育関係団体の各個人

■対象事故

①団体での活動中
被保険者の所属する団体の管理下における活動中の事故

②移動中の事故

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故

※学校管理下の活動中は対象外

■保険期間

振込日翌日～
令和6年3月31日(日)

■加入方法

(財)スポーツ安全協会のホームページからお申込みください。



▲詳しくはHPから

◎問い合わせ先

社会教育課 文化スポーツ係 ☎ 32-7551

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度とは、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方には、年度初めにハガキ形式の申請書が送付されます。必要事項を記入して返送してください。

■学生納付特例制度の申請先

垂水市役所、お近くの年金事務所

■申請に必要な書類

①学生証の写し(裏面に有効期限、学年、入学年月日がある場合は裏面も含む)、または在学期間がわかる在学証明書

②基礎年金番号または個人番号のわかるもの

■保険料の納付を希望する場合

納付を希望される場合は納付書を送付します。お近くの年金事務所にご連絡ください。

※承認を受けた期間も、10年以内であれば遡って納めることができます。

◎問い合わせ先

市民課市民係 ☎ 内線 163
鹿屋年金事務所 ☎ 42-5121

公衆無線 LAN (フリー Wi-Fi) の利用案内

垂水市では、利用者に対する利便性の向上や災害時の活用等を目的として、市内の公共施設に公衆無線 LAN (フリー Wi-Fi) のアクセスポイントを設置しました。

スマートフォンなどの端末から無料でインターネット接続ができます。

■利用できる施設

垂水市役所、垂水市市民館、境地区公民館、牛根地区公民館、松ヶ崎地区公民館、協和地区公民館、大野地区公民館、水之上地区公民館、柘原地区公民館、新城地区公民館

■Wi-Fi 名称 (SSID)

2つのネットワークがあります。

- 通常時 『TARUMIZU_CITY_FREE_Wi-Fi』
- 災害時 『TARUMIZU_CITY_BOUSAI_Wi-Fi』

■利用制限

ご利用は、1回60分、1日最大5回まで利用可能です。

※災害時は利用制限がなくなります。

■利用方法

スマートフォンなどの無線通信機器で Wi-Fi へ接続してください。詳しくは施設内のポスターをご覧ください。

※利用は、原則各施設の開いている時間内で、施設利用者を対象としています。



▲ブラウザ認証の際表示されるメイン画面

詳しくは市HPから



☎ 総務課情報統計係 ☎ 内線 353